

## 地籍調査成果閲覧申請の取扱いについて（お知らせ）

平成22年4月1日から、閲覧申請の取扱いを下記のように行います。

### 1、閲覧申請は、どなたでもできます。

但し、交付については、使用目的を具体的に明記してください。

地権者又は測量以外で写しを求める場合は、地権者の承諾書又は委任状が必要になります。

### 2、法務局から事前に登記事項要約書及び公図を確認し、写しを添付してください。（必須）

### 3、交付を受ける場合は、申請人を確認するための身分証明書等の提示をお願いします。年に数回閲覧申請される土地家屋調査士・測量士等の皆様には、名刺の提出をお願いします。また、依頼者との契約書の写し（無い場合は、地権者からの委任状）を添付してください。

### 4、公共事業等での閲覧、交付を受ける場合は、担当部署の所属長又は担当係長等からの証明書や団体代表者からの委任状を持参し、閲覧申請書に添付してください。

### 5、閲覧及び交付は、資料が昭和48年度からと年数も経過しているため、即日ではなく、翌日以降資料が準備できしだいご連絡いたします。（従前通り）

## 地籍調査成果の閲覧・交付手続きについて

平成22年4月1日より実施

閲覧できる方	どなたでも閲覧できます。		
写しの交付を受ける場合  (交付書類) ・面積計算書 ・筆界点番号図 ・基準点成果 ・調査図	(申請人)	(交付範囲)	(添付書類)
	個人	自己所有の土地のみ	法務局公図(写) 登記事項要約書等(写)
	土地家屋調査士・測量士等	必要な土地	法務局公図(写) 登記事項要約書(写) 請負契約書(写)又は所有者からの委任状
	官公庁、公益団体等(町内会等含む)	必要な土地	法務局公図(写) 登記事項要約書(写) 担当部署長又は担当班(係)長の証明書や代表者からの交付依頼文書
	不動産業者等	委任された土地	法務局公図(写) 登記事項要約書(写) 所有者からの委任状(委任されていることが確認できる書類等の写)
その他	申請時に、申請人の本人確認と申請目的の確認を行います。 土地家屋調査士、測量士、不動産業者等においては、資格証明書又は身分証明書等の提示及び名刺の提出をお願いします。(連絡先確認の為) 交付を受ける時、 <b>申請人以外の方が受取りにくる場合は</b> 、再度、資格証明書又は身分証明書等及び名刺の提出をお願いします。		
	交付する写しには、次の内容を明示します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本成果は地籍調査実施時点の成果であること</li> <li>・異動修正はしていないこと</li> <li>・申請目的の使用に限ること</li> <li>・交付年月日</li> </ul>		
	資料によって年数が相当経過しているものがあるため、即日交付はできません。 準備できしだい、こちらからご連絡いたしますので、ご了承願います。 地籍調査事業完了するまで暫定措置として無料。		